

平成二十七年五月二十八日提出
質問 第二四七号

ビザなし交流択捉島訪問に係る新聞報道に関する質問主意書

提出者 鈴木貴子

ビザなし交流択捉島訪問に係る新聞報道に関する質問主意書

本年五月二十六日付朝日新聞の記事に、「択捉訪問できぬ可能性」との見出しで、今年度の北方四島のビザなし交流を巡り、ロシア側が日本側に対し、択捉島への訪問ができなくなる可能性があるかと伝えていたとのことである。

右を踏まえ、質問する。

一 政府として右の記事は承知しているか。

二 右記事に記されている、「ビザなし交流で、択捉島への訪問ができなくなる可能性がある」のは事実であるか。

三 二が事実であるならば、ロシア側から日本政府に対し、「ビザなし交流で、択捉島への訪問ができなくなる可能性がある」等の連絡は入っているか。また、連絡が入っているのであれば、連絡が入った日時、その内容を明確に示されたい。

四 平成三年にビザなし交流が日露両国で調印され、平成四年にビザなし交流がスタートしたが、その当時のビザなし交流と、現在行われているビザなし交流では、同一の価値観や認識を共有しているか。

右質問する。